

令和 7 年度

園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人にしばる福祉会

にしばるこども園

電話 098-878-2486(本園)

098-874-2486(分園)

園 の 特 色

① 感性を育てる指導

- ・ 体育あそび（2歳児～5歳児クラス）
- ・ 英 語 （5歳児クラス）

② 発達支援保育事業

③ 地域活動事業（世代間交流等）

④ 延長保育事業（別料金）

【標準保育利用児童】 午後6：00～午後7：00

【短時間保育利用児童】 午前7：00～午前8：00

午後4：00～午後6：00

⑤ 一時預かり保育事業（1号認定子ども）（別料金）

- ・ 午後2：00～午後6：00

⑥ 子育て支援事業 「子育てひろば ALOHA にしぼる」

- ・ 屋内遊具開放・体育遊び・誕生会など

保育の基本姿勢

保育理念

- ・ 保育を必要とする子どもの養護と教育を行い豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・ 一人一人の子どもの人権を尊重し、共に生きる喜びを育む。
- ・ 保育者と共に子どもの健やかな育ちを図り、最善の利益を考慮し子どもの成長の喜びを共有する。

保育方針

- ・ 子どもが心地よく過ごし、創意工夫に満ちた環境づくりに努める。
- ・ 基本的生活習慣を身につけさせ、集団の中で一人一人の個性を育む。
- ・ 一人一人の子どもの大切に全職員の共通理解のもとに育てる。
- ・ 成長過程の中で小さな社会（幼稚園・小学校）へとつなげ、生きる力を育む。
- ・ 保護者の意向を受け止めながら、理解と協力を得ながら子育てを支援する。

保育目標

たくましく

やさしく

ゆたかな子

育ってほしい子どもの姿

★健康な子（健康で元気な子）

よく食べる　よく遊ぶ　よく寝る　清潔にする気持ちがわかる
意欲がある　危ないことがわかる

★友だち大好きな子（人とのふれあいを喜ぶと共に、協調することができる子）

やさしい　思いやり　人を大切にする　人の話が聞ける
約束ルールを守る　自分を出せる

★表現できる子（要求や思ったことを言葉で、はっきり言える子）

したいこと　して欲しいこと
伝えたいことを言葉で言え態度で示す

（いろんなことに興味を持ち、素直に表現できる子）
歌が好き　リズムが好き　体を動かすのが好き
作ったり描くのが好き

★自主性のある子（じっくり遊び、よく考えて、自分から行動する子）

いろんなことに興味、好奇心を持ち、五感を使い探求する

幼児体育指導について

◆ねらい・目的

幼児体育を通して、感性の豊かさや精神的な強さを養うことで、どんな諸問題に対しても自助努力をもって解決していける柔軟性やたくましさが備わるでしょう。

※この自助努力の精神こそ、第一に教育の基礎とすべきと考えています。

目的を達成するための導入種目

導入種目	育つ力	導入種目	育つ力
マット	柔軟性	ボール	調整力・敏捷性
跳び箱	(バランス) 跳躍力・瞬発力	縄跳び	脚力・調整力・ リズム感を育てる
鉄棒	握力・筋力	平均台	平行性 (バランス)・集中力
ミキシングゲーム・組体操・協調性・持久力等の運動することにより細胞が活性化する			

※各種目とも、安全面には十分配慮する。

◆効用・効果

全身の運動機能がバランス良く発達することに伴い、手で支える、体をくるっと丸め内臓を守り、体に当たる面が少なくなり怪我等も最小限に止めることができる。また、他に対する思いやり・優しさ、協力心や助け合い、協調性等も心の成長と共に精神的な強さやたくましさが増し、挑戦することへの意欲・出来なかったことを克服していく喜びや楽しさから“自信”が生まれます。

これらの基本的な姿勢を獲得することにより、将来的にも発展向上していくことを確信します。

英語指導について

幼少期より英語に触れ、外国の歌や遊び等に親しむことにより、異文化を身近に感じることによって国際感覚や好奇心が養われ、豊かな人格形成につながります。また多言語を学ぶことで、より豊かな感受性も芽生えてきます。英語講師による、英語学習や外国文化の紹介、外国のいろいろな遊びを交えて英語に親しむ指導を行います。

小学生から必須となっている英語学習も、幼少期に英語に触れる機会を多く持つことで抵抗なく学ぶことができるでしょう。

◆一日の主な流れ（保育標準時間認定子ども）

0歳児		1歳児・2歳児		3・4・5歳児	
7:00	順次登園 視診 検温 自由あそび 排泄・手洗い	7:00	順次登園 視診 検温 朝の準備 自由あそび 排泄・手洗い	7:00	順次登園 視診 検温 朝の準備 自由あそび
8:10	おやつ	8:15	おやつ		
8:20	自由あそび	8:25	自由あそび		
9:45	生活あそび	10:00	設定保育	10:00	設定保育
10:20	食事 沐浴・着替え	11:00	食事の準備 食事 歯磨き シャワー 着替え	11:10	排泄・手洗い シャワー (体拭き)
11:30	午睡	12:30	午睡	11:30	食事 歯磨き
14:40	起床 排泄・手洗い おやつ	14:45	起床 排泄・手洗い おやつ	13:00	午睡
16:00	降園準備 自由あそび 順次降園	16:00	降園準備 自由あそび 順次降園	14:50	起床 排泄・手洗い おやつ
				16:00	降園準備 自由あそび 順次降園

延長保育時間（月～金）	18:00～19:00（延長利用料は1分超過より発生）
-------------	-----------------------------

※開園時間を過ぎてのお迎えは致しかねます。ご協力お願いします。

万が一ある場合は追加料頂きます

◆一日の主な流れ（保育短時間・教育標準認定子ども）

0 歳児		1 歳児・2 歳児		3・4・5 歳児	
8 : 00	順次登園 視診 検温 自由あそび 排泄・手洗い	8 : 00	順次登園 視診 検温 朝の準備 自由あそび 排泄・手洗い	8 : 00	順次登園 視診 検温 朝の準備 自由あそび
8 : 10	おやつ	8 : 15	おやつ		
8 : 20	自由あそび	8 : 25	自由あそび		
9 : 45	生活あそび	10 : 00	設定保育	10 : 00	設定保育
10 : 20	食事 沐浴・着替え	11 : 00	食事の準備 食事 歯磨き シャワー 着替え	11 : 10	排泄・手洗い シャワー (体拭き)
11 : 30	午睡	12 : 30	午睡	11 : 30	食事 歯磨き
14 : 40	起床 排泄・手洗い おやつ 降園準備 自由あそび 順次降園	14 : 45	起床 排泄・手洗い おやつ 降園準備 自由あそび 順次降園	13 : 00	午睡
16 : 00		16 : 00		14 : 50	起床 排泄・手洗い おやつ 降園準備 順次降園
				16 : 00	

※教育標準時間認定(1号認定)子どもは、昼食後降園準備、14時降園

※保育短時間認定子どもは、16時までに降園

保育短時間認定子ども	延長保育時間 ①7 : 00～8 : 00 ②16 : 00～19 : 00
教育標準時間認定子ども	延長保育時間 ①7 : 00～8 : 00 ②18 : 00～19 : 00
	預り保育時間 14 : 00～18 : 00

※延長利用料は1分超過より発生。開園時間を過ぎたお迎えは致しかねます。

＼なまえをかきましょう／

持ち物



も も組 (0歳児)	☐ フェイスタオル……2枚 ☐ ハンドタオル……2枚 ☐ シャワーセット (紙パンツ・着替え1セット・フェイスタオル1枚) ☐ Uバック……3～4枚 ※汚れもの入れ ☐ 紙パンツ……7～8枚程度 ※名前記入 ☐ 着替え……5～6組 <u>※ロンパース不可</u> ☐ 寝具セット ☐ プラスチックコップ
いちご組 (1歳児)	☐ フェイスタオル……2枚 ☐ ハンドタオル……2枚 ☐ シャワーセット (紙パンツ・着替え1セット・フェイスタオル1枚) ☐ Uバック……2～3枚 ※汚れもの入れ ☐ 紙パンツ……4～5枚 ※名前記入 ☐ 着替え……5～6組 ☐ 寝具セット ☐ プラスチックコップ
みかん組 (2歳児)	☐ フェイスタオル……1枚 ☐ ハンドタオル……2枚 ☐ シャワーセット (紙パンツ・着替え1セット・フェイスタオル1枚) ☐ Uバック……2～3枚 ※汚れもの入れ ☐ 紙パンツ……4～5枚 ※名前記入 ☐ トレーニングパンツ…3枚 ☐ 着替え……4～5組 ☐ 寝具セット ☐ プラスチックコップ
りんご組 (3歳児)	☐ フェイスタオル……1枚 ☐ ハンドタオル……1枚 ☐ Uバック……2枚 ※汚れもの入れ ☐ 着替え……3～4組 ☐ 寝具セット ☐ プラスチックコップ

めろん組 (4歳児)	☐ フェイスタオル……………1枚 ☐ Uバック……………1枚 ※汚れもの入れ ☐ 着替え……………2～3組
すいか組 (5歳児)	☐ 寝具セット ☐ プラスチックコップ

おねがい

- ◆ 持ち物は全て名前を書いてください。(靴、靴下にも名前を記入)
- ◆ 軽装で着替えやすい服、汚れてもよい物、洗濯のきく物を持たせてください。
(下記参照)
- ◆ 年齢に応じて段階はありますが、衣服の着脱を子ども自身で行います。
- ◆ ゴムのゆるくなっている下着や衣服は補修をしてください。活動の妨げになります。
- ◆ 必ず靴・靴下を履かせてください。(子どもがスムーズに履き替ええるもの)
※サンダルや長靴は災害時の場合は、ケガの恐れがあります。靴を履くのを嫌がる場合は、靴を持たせてください。
- ◆ リュックにキーホルダーを付けないでください。(誤飲の危険性を防ぐため)
- ◆ カチューシャや飾りのついたヘアピン、ヘアゴムを持たせないでください。
- ◆ 薬は投薬依頼書を書いて、直接保育士へお渡しください。



保育園では動きやすく、安全に遊べる服装の準備をお願いしています。
たとえば、フードやひものあるトップスは遊具に引っかかる恐れがあるので大変危険です。裾の長い(引きずる)ズボンや、袖の長すぎるトップスも好ましくありません。

避けてほしい服装等の例

- ① フードやひものあるトップス
- ② 裾を引きずるズボンや、ウエストのゴムが緩いズボン
- ③ 裏起毛の衣類
(動き回ると暑すぎてしまう)
- ④ サイズの合っていない靴
(大きすぎると脱げやすい)

たとえば、こんな部分が家具やドア、遊具などに
引っかかると、転倒や首締めなどの事故に…。



- ⑤ 長すぎるワンピース (踏まれたり、活動の妨げになることも)

※ 長い時間を園で過ごし、着替えも頻繁に行います。安全で安心して過ごせるように、服装はできるだけシンプルで汚れてもいいものを選びましょう。

感染症に罹患した場合の登園について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や、流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活することが大切です。お子様が感染症にかかった場合は、医師の診断に従い、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようにご理解とご協力をお願いします。なお、登園する際は疾患の種類に応じて、医師が記入する「意見書」、又は保護者が記入する「登園届」を保護者から保育園に提出してください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす	提出書類
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 2 4 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い）	※①発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること	インフルエンザ回復届 （保護者記入）
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること	意見書 （医師記入）
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	※②解熱後 3 日を経過していること	
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消失していること	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1 ～ 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること	
咽頭結膜熱——（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること	
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること	
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること	
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること	
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること	
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）	

※①発症とは、発熱の症状が現れたことを指す。発熱した次の日を第 1 日と数える。

※②解熱した次の日を第 1 日と数える。

意見書（医師記入）

にしばるこども園 園長 殿

児童氏名

生年月日 年 月 日

該当疾患に☑をお願いします

	病名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・あご下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	登園届に変更
	流行性角結膜炎	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157,O26,O111 等）	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	

※第3種の感染症…症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善がみられた段階で記入することが可能です

【かかりつけ医の皆さまへ】

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

【保護者の皆さまへ】

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

※医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす	提出書類
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること、※①発熱が治まっていること、発疹がある場合は消失してから	登園届 (保護者記入)
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や※②激しい咳が治まっていること	
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと	
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	※③嘔吐、※④下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	※⑤呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること	
突発性発疹	—	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること	
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること	

※①発熱がないとは、登園前24時間38℃を超える発熱がないこと

※②咳が治まっているとは、連続した咳がない、喘鳴(ゼーゼー、ひゅーひゅー)や、つらそうな呼吸もないこと

※③嘔吐が治まっているとは、登園前24時間嘔吐がない。食事がとれ、顔色も良いこと

※④下痢が治まっているとは、登園前24時間水様下痢がなく、軟便が1日1～2回程度、また腹痛もないこと

※⑤呼吸器症状が消失しているとは、連続した咳がない、喘鳴(ゼーゼー、ひゅーひゅー)やつらそうな呼吸もないこと。呼吸の数も多くなく楽な呼吸をしていること

登 園 届（保護者記入）

にしばるこども園 園長 殿

児童氏名

生年月日 年 月 日

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 該当疾患に☑をお願いします

	病名	登園のめやす
	溶連菌感染症	解熱していること、抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
	咽頭結膜炎 （プール熱・アデノウイルス）	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2 日経過していること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること

※第 3 種の感染症…症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

（医療機関名）_____（令和 年 月 日受診）において
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 月 日から登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活することが大切です。上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

インフルエンザ回復届出書（保護者記入）

（ A 型 ・ B 型 ）

保育所（園）・こども園名 _____

児 童 名 _____ 平成・令和 年 月 日生（ ）歳

受 診 日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発 症 後 6 日目	発 症 後 7 日目	発 症 後 8 日目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9 日目	発症後 10 日目	発症後 11 日目	発症後 12 日目	発症後 13 日目	発 症 後 14 日目	発 症 後 15 日目	発 症 後 16 日目	発 症 後 17 日目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

☐ 必ず休まなければならない期間（6日間）

* 一日2回以上の検温を行ってください。（朝・夕の2回の検温記録）

（ ） 保育所（園）長・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し体調が回復しましたので
登園（所）させます。

令和 年 月 日

保護者名

保護者の方へ

※治癒証明書の提出は不要ですが、上記の内容をご理解の上での登園（所）お願いいたします。

※登園の判断基準につきましては、別表「インフルエンザ出席停止期間早見表」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 回復届出書（保護者記入）

施設名 _____ 園（所）

児童名 _____ 平成・令和 年 月 日生（ ）歳

受診日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体 温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9日目	発症後 10日目	※発症後5日かつ、症状軽快後1日経過していることが登園（所） の目安となります。						
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	※日数は、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、翌日から換 算します。						
体 温 (朝)	℃	℃	※症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が回復 傾向にあることをいいます。						
体 温 (夕)	℃	℃	※治癒証明書の提出は不要ですが、上記の内容をご理解いただき、 登園（所）お願いいたします。						

※ 必ず休まなければならない期間（6日間）

※一日2回以上の検温を行ってください。（朝・夕の2回の検温記録）

（ ） 保育所（園）・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快して1日を経過しましたので
登園（所）させます。

令和 年 月 日
保護者名

土曜保育登園確認書（園提出用）

※園児 1 人につき 1 枚提出してください

《園 児 名》クラス 組 氏名

《保護者氏名》父 母

○月	登園時間	降園時間	預ける理由	備考
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	

※利用月の前月 25 日までに提出ください。（例：5 月に土曜保育利用の場合、4 月 25 日までに提出）

※提出後、保育園をお休みする時はわかり次第、早めにお知らせください。

※土曜日は通常の半分の職員で保育にあたります。安全な保育運営のためにも家庭保育が可能な場合にはご協力をお願いします。

----- 切ってご使用ください -----

記入日：令和 年 月 日

土曜保育登園確認書（保護者控え用）

※お忘れずに提出用と同じように記載して保管してください

《園 児 名》クラス 組 氏名

《保護者氏名》父 母

○月	登園時間	降園時間	預ける理由	備考
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	
月 日（土）	：	：	父：就労・その他（ ） 母：就労・その他（ ）	

※利用月の前月 25 日までに提出ください。（例：5 月に土曜保育利用の場合、4 月 25 日までに提出）

※提出後、保育園をお休みする時はわかり次第、早めにお知らせください。

※土曜日は通常の半分の職員で保育にあたります。安全な保育運営のためにも家庭保育が可能な場合にはご協力をお願いします。

【台風・緊急災害について】

1. 暴風警報が発令されても路線バスが発車から運行される場合は、通常の開園となります。
2. 暴風時途中に路線バスが運行開始された場合、運行開始より1時間後に開園します。（ただし、昼食前後の場合、ご家庭で食べてからの登園）

午前6：00 バス運行開始	午前7：00から開園 (延長保育あり)	食事あり
午前8：00 バス運行開始	午前9：00から開園 (延長保育あり)	食事あり(軽食)
午前9：00 バス運行開始	午前10：00から開園 (延長保育あり)	弁当持参
午前10：00 バス運行開始	午前11：00から開園 (延長保育あり)	弁当持参
午前11：00 バス運行開始	午後12：00から開園 (延長保育あり)	家庭でお昼を食べてから登園
午後2：00 バス運行開始	午後3：00から開園 (延長保育あり)	家庭でお昼を食べてから登園 おやつあり
午後3：00 バス運行開始	休園	休園

3. 登園後に路線バスが運行中止になった場合は、保護者はすみやかに園児のお迎えをお願いします。（お子さまの安全を考慮し、遅くともバスが止まる1時間前までに迎えらるようお願いします。）
4. 暴風時の園児の送迎には、保護者が責任をもって対応し、事故の無いように十分に気を付けてください。
5. 暴風雨の状況により、施設長の判断で早めのお迎えをお願いする場合があります。
6. その他緊急災害時等の発生により、平常保育ができない場合は、臨時処置を行う場合もあります。
7. 緊急災害等により、食材搬入関係上、給食の提供が困難になる場合がございます。
8. 開園の確認のための電話は、様々な支障が出る可能性があるため**お控えください**。各ご家庭で、テレビ・ラジオから情報収集をし、上記表に基づいて対応をお願いします。
9. 臨時休園する際はキッズダイアリーでお知らせをします。

ご協力の お願い

登降園について

□ 子ども達が1日を楽しく過ごせるよう **9時までには登園**して下さい。

※病院受診等で遅れて登園する場合は次の表の通りとなります。

クラス名	登園時間（遅れる場合）	給食提供の有無
もも組・いちご組・みかん組	11 時までに	あり
りんご組・めろん組・すいか組	12 時までに	あり
※上記時間を過ぎる場合は、家庭保育をお願いしています。ただし、食事を済ませて、感染症の疑いがない場合には登園可能です。		

□ 朝食は済ませてから登園して下さい。

□ 靴・動きやすい服装で登園をお願いします。

※お散歩や近隣公園に出かけたり、避難訓練の際にはサンダルは危険です。

□ 飲食物・おもちゃ等を持つての登園はしないで下さい。

□ 毎日の送迎は、ご家庭で責任を持って送迎し園児一人又は、小学生の送迎・習い事教室の方のお迎えは認めません。必ず保護者が保育士と引き継いでください。

□ ご家族以外のお迎えの場合は、必ず連絡してください。

□ 特別な理由で遅れる場合や、休ませる場合には必ず連絡してください。

□ **園児のピアス、タトゥー、カラーコンタクト、エクステ、付け爪は禁止とします。**
(発達が未熟な段階であること、集団保育の場ではケガやトラブルになり得るため)

□ 緊急災害時には、臨時休園することがあります。保育時間中でもお迎えをお願いすることもあります。必ず、園からの連絡（アプリ通知や電話等）を見逃さないようにして下さい。

□ 開園確認の電話問い合わせは、様々な支障が出る可能性があるため、お控えください。必ず各ご家庭でテレビやラジオ等で情報収集をし、確認してください。

緊急災害	取扱内容
台風	別紙「台風・緊急災害について」参照
弾道ミサイル等による Jアラート発令	指示に従って非難。解除後、通常保育
※Jアラートが開園（午前7時）前に発令された場合は、通勤途中の職員も直ちに避難します。そのため、開園が遅れることもあります。解除後、速やかに出勤し開園準備を行います。ご理解・ご協力をお願いします。	

土曜保育について

- 土曜日は、合同保育になり職員の勤務人数も少なくなります。そのため、父母のどちらかがお仕事がお休みの場合には、お子様と一緒に過ごしていただくよう家庭保育のご協力をお願いします。
- 産休・育休期間の場合も、土曜日は家庭保育のご協力をお願いします。
- 土曜保育を利用する場合は、登園確認書を前月末までに提出してください。
※食材の確保等の把握のため

食事・お弁当について

- 0 歳児の食事は、家庭でまだあげていない食材を園で与えることはできません。食材チェック表を用いて、各家庭での様子を確認しながら提供していきます。
- 1 歳児クラスからは、食材チェックの確認はおこないません。アレルギーがない限り、通常給食の提供となります。ただし、配慮が必要な場合は相談しながら対応いたします。
- 食物アレルギーで、除去食の対応が必要な場合は医師の診断書等を提出してください。また、除去食の解除をする場合も、医師の診断書等を提出してください。医師からの解除確認が出来次第、食事の提供をおこないます。
- 食物アレルギーがある場合は、特定食材を除去した食事を提供します。ただし、提供が困難な場合もあります。その際は保護者と相談して対応していきます。
- 園では食事の提供に細心の注意をはらっています。別紙、「窒息予防のためのお知らせ」を参考にしてください。
- 丸くてつるつるした食材の提供はおこないません。(例) プチトマト、うずら卵、ぶどう、さくらんぼ、白玉団子など。
- お弁当会の際は、お子さんがいつも食べなれているもの、食べやすいものをいれてください。
- ピックや爪楊枝は使用しないでください。※のどに刺さる危険があるため
- 園が提供しない食材（丸くてつるつるしたもの）は弁当に入れないか、入れる場合は、4 分の 1 に切ってください。
- お弁当は食中毒防止のため、よく冷ましてから蓋をし、熱いものと冷たいものを一緒にいれない（となりあわせにしない）でください。
- お弁当会のデザートに、カップゼリーやこんにゃくゼリー、プリンは持たせないでください。

病気・ケガ・予防接種について

- 乳幼児は急に体調を崩す場合があります。園で具合が悪くなった場合はすぐ連絡をいれますので、連絡先はいつも明確にし、園からの電話を取れるようお願いします。
- 登園後に発熱（38 度以上、熱性けいれん歴がある園児は 37.5 度以上）又は、嘔吐・下痢の場合にはお迎えをお願いします。

- 登園の目安は、登園前 24 時間以内 38℃を超える発熱がないこと。登園前 24 時間嘔吐がなく、食事がとれ、顔色が良いこと。登園前 24 時間水様下痢がなく、軟便が 1 日 1～2 回程度、また腹痛もないこと、となっています。
- 集団生活ですので、伝染性の病気の場合には完全に治ってから登園させて下さい。
(登園の際には「意見書」または「登園届」が必要です)
- お薬はご家庭で飲むようにお願いします。園では原則として、薬の使用が出来ないことを主治医にお伝え下さい。どうしても園で投薬しないといけない場合には、一回分（シロップは分けて）を投薬依頼書に記入して保育士に渡して下さい。投薬内容容量当が不明な場合は、園から連絡をいれます。
- 園ではケガのないように十分注意しておりますが万が一、保育中にケガをした場合は、応急処置を行い、保護者へ連絡をします。ケガの程度によっては保護者へ受診をお願いしています。※転倒による口内の怪我がみられます。歯の成長に関わる為、受診をお願いしています。
- 連絡が取れない場合や、緊急を要する場合は園の判断で受診いたします。
- 受診する場合は、保護者に医療機関の確認をいたします。医療機関によっては、保護者の付き添いがなければ受診できない場合があります。その際は、ご連絡をしますので対応をお願いします。
- 集団での生活であるため、感染症にかかる機会も多くあります。予防接種を受けることで感染または重症化の予防となります。また、広げないためにも接種可能な時期に受けるようにしましょう。
- 予防接種を受けるとき、受けたときはお知らせください。
- 予防接種後は、発熱や接種部分が腫れる場合がありますので、登園を控えご家庭で様子を見て下さい。

送迎・一時駐車について

- 送迎の際は、送迎ルートをお守りください。※別紙参照
- 保護者以外が送迎をする場合には、送迎ルートの説明をお願いします。
- (本園)浦西団地公民館を曲がる時は必ず一時停止をして下さい。
- 浦西団地内（住宅地内）は、道も狭く、車の通りも多いです。歩行者・オートバイ等には十分注意をし、スピードを出さないよう安全運転をお願いします。
- 車を園舎前に駐車する場合は、地域住民の迷惑にならないようお願いいたします。特に、住宅の駐車スペース前の一時駐車は配慮くださいますようお願いいたします。



近隣住民から、車の停め方や、騒音、アイドリング等の排気ガスが迷惑との声があります。その際は、速やかに移動をお願いします。

- **門扉は必ず閉めるよう**にお願いします。送迎時間が重なり、出入りが多い場合でも必ず締めてください。園児が急に道路へ飛び出す危険があります。
- 園舎前が車で混雑してる際は、職員駐車場をご利用ください。

キッズダイアリーについて

当園では、幼保 ICT システム「キッズダイアリー」を利用しています。登降園の記録、欠席の連絡、連絡帳、園だよりやお知らせ、写真販売などを、スマホやタブレット端末から閲覧・操作がおこなえます。入園日までに配布された資料からアプリのダウンロードとログインを済ませてください。※入園日から利用できます。

- ☐ ログインができない、パスワードを忘れた際は、お知らせください。
- ☐ 通知が届くように設定をお願いします。
- ☐ 資源削減の観点から、園だより、クラスだより、献立等のお知らせはアプリで配信します。※但し、玄関前に、園だより等の掲示はします。
- ☐ 日々の保育の様子を写真付きで連絡帳に記載します。(保育の見える化)
また、写真の販売も行っています。写真使用承諾書に基づいて、対応することをご了承ください。
- ☐ スマホやタブレット端末のバージョン、アプリのバージョンによってはお知らせが届かないこともあります。アップデートの際は対応をお願いします。
- ☐ 非常事態では、ネット回線が繋がらないこともありますので、あらかじめご了承ください。

その他

- ☐ 保護者の連絡先が変わった場合にはすぐ園に連絡して下さい。
- ☐ 退職した場合には市役所へ連絡して下さい。
- ☐ 園からの連絡は取れるようにして下さい。
- ☐ 園からの園だより、クラスだより、献立表、お知らせ、連絡帳、掲示しているもの等はよくご覧ください。
- ☐ 食物アレルギー等の観点から、クラス・園児へのお菓子等のお土産（差し入れ）は禁止とします。※旅行時、バレンタイン、卒園時など
- ☐ 保護者による園内での写真・動画撮影はトラブルになる恐れから禁止とします。

緊急連絡先等

- ☐ 園の連絡先の登録をお願いします。
 - ・ 本園 098-878-2486
 - ・ 分園 098-874-2486
- ☐ 非常事態や電話が繋がらない場合は、園の代表携帯番号までおかけください。
 - ・ 園代表携帯番号 080-6494-2484
- ☐ 地震や火災などの非常事態が起きたときは、下記の二次避難場所へ避難します。
 - ・ でいご公園
 - ・ カトレア公園
- ☐ 避難場所へ避難した場合は、各クラスの携帯電話から保護者へ連絡をいれます。
※各クラス携帯電話番号は、4月のクラスだよりでお知らせします。

にしばるこども園運営に関する 重要事項説明書

(1) こども園の設置者

名称	社会福祉法人にしばる福祉会
所在地	沖縄県浦添市西原6丁目16番14号
代表者氏名	理事長 比嘉哲也
電話	098-878-2486

(2) こども園の名称等

名称	にしばるこども園
所在地	浦添市西原6丁目16-14
施設長(園長)名	比嘉 哲也
開設年月日	平成22年4月1日 (にしばる保育園) 令和5年4月1日 (認定こども園移行)
電話	098-878-2486

(3) こども園の主な設備の概要

①本園

設備	部屋数	面積	備考
乳児室・ほふく室	室	m ²	
保育室	3室	272m ²	
園庭	1	268m ²	
調理室	1	22m ²	
事務室	1	13m ²	

②分園

設備	部屋数	面積	備考
乳児室・ほふく室	1室	36m ²	
保育室	1室	79m ²	
屋内広場	1	84m ²	
調乳室	1	15m ²	
事務室	1	14m ²	

(4) 敷地・園舎の概要

①本園

施設敷地	敷地全体面積	650m ²
園舎	建物面積	165m ²

②分園

施設敷地	敷地全体面積	5 7 2 m ²
園舎	建物面積	2 1 6 m ²

(5)利用子どもの定員

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
本園	2・3 号	-	-	2 7	2 8	1 4	6	7 5
	1 号	-	-	-	1	2	2	5
分園	3 号	6	2 4	-	-	-	-	3 0
合 計		6	2 4	2 7	2 9	2 4		1 1 0

※1 号は教育標準時間認定園児

(6)職員体制

利用子ども定員	保育士（主任含む）定員			合計
	通常勤務	短時間勤務	小計	
本園 8 0 人	本 園 13 人	人	22 人	22 人
分園 3 0 人	分園 9 人			

註 1／通常勤務とは、1日の所定労働時間8時間のことをいう。

註 2／短時間勤務は、1日の労働時間4時間とする。ただし、保育士定員調整により1日の労働時間を変更することができる。

(7)特定教育・保育を提供する曜日等

① 2 号・3 号認定子ども（保育認定）のうち保育標準時間認定を受けたもの

月～土	延長保育時間（月～金）	
7 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0	1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	

② 2 号・3 号認定子ども（保育認定）のうち保育短時間認定園児

月～土	延長保育時間（月～金）	延長保育時間（土）
8 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0	7 : 0 0 ～ 8 : 0 0 1 6 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	7 : 0 0 ～ 8 : 0 0 1 6 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0

③ 1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）

平日（月～金）	一時預り（月～金）	延長保育時間（月～金）
8:00～14:00	14:00～18:00	7:00～8:00 18:00～19:00

(8) 休園日

① 1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）に係る休園日

- ア 土曜日
- イ 学年始休業日（4月1日から4月8日まで）
- ウ 夏季休業日（7月21日から8月28日まで）
- エ 冬季休業日（12月26日から翌年1月4日まで）
- オ 学年末休業日（3月18日から3月31日まで）
- カ 国民の休日に関する法律に定められた休日
- キ 慰霊の日（6月23日）

※上記、長期休業日においては「浦添市立幼保連携型認定こども園規則」に準ずる

② 2号・3号認定子ども（保育認定子ども）に係る休園日

- ア 国民の祝日に関する法律に定められた休日
- イ 慰霊の日（6月23日）
- ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(9) 特定教育・保育の提供に要する利用料等

	内容	金額	支払方法
保育料 (利用者負担額)	月額保育料等 (0歳児～2歳児)	市町村が定める保育料（利用者負担額）	口座振替 (毎月17日)
教材費等	園帽子、クレヨン・粘土・ 修了記念写真等個人用品 に係るもの	実費	口座振替 (振替時期6月頃) ※修了写真は2月
その他	行事撮影 DVD、Blu-ray 代（購入希望者のみ）	実費	直接支払い
給食費	2号認定子ども	月額6,500円 (主食費700円・副食費5,800円)	口座振替 (毎月17日)
	1号認定子ども	月額5,000円 (主食費700円・副食費4,300円)	口座振替 (毎月17日)
		おやつ利用別途1食50円	直接支払い・
		休園日給食利用1食250円	口座振替

※給食費については、浦添市から通知のあった免除対象者の園児は、副食費が免除されます。

(10) 保育料・給食費等の納入期限と方法

- ・毎月 17 日に当月分を指定口座より振替る（口座振替）
- ・口座振替手数料は保護者負担とする
- ・指定口座より振替ができなかった場合は、保護者より直接、園の指定する口座へ振り込む。その際の振込手数料は、保護者負担とする。
- ・1 号認定子どものおやつ・休園日給食費を口座振替で支払いを希望する場合は、月末締めとし、翌月 17 日に指定口座より振替えることができる。

(11) 延長保育事業及び預り保育事業（一時保育）に係る利用料等

① 2 号・3 号認定子ども（保育認定）

認定区分	延長保育時間	日額	月契約
保育標準時間認定子ども	18：00～19：00	300 円	3,000 円
保育短時間認定子ども	7：00～8：00	250 円	2,500 円
	16：00～17：00	250 円	2,500 円
	16：00～18：00	500 円	5,000 円
	16：00～19：00	800 円	8,000 円

◆日々利用 利用当日に現金にて直接職員へ支払う（1 分超過より徴収）

◆月契約 利用する月の前月末までに利用申し込み。当月 10 日迄に支払う

② 1 号認定子ども（教育標準時間認定子ども）

内容	利用時間	金額
預り保育（一時預かり）	14：00～18：00	1 回 400 円
おやつ利用		1 食 50 円
延長保育	7：00～8：00	1 回 300 円
	18：00～19：00	1 回 300 円
休園日の利用 （土曜日・長期休業日）	半日（8：00～14：00）	1 回 400 円
	1 日（8：00～18：00）	1 回 800 円

◆直接支払い 利用当日に、現金にて直接職員へ支払う

◆口座振替 月末締めとし、翌月 17 日に指定口座より振替る

(12) 保育の運営方針

- ① 子どもが心地よく過ごし、創意工夫に満ちた環境作りに努める。
- ② 基本的生活習慣を身につけさせ、集団の中で一人ひとりの個性を育む。
- ③ 一人ひとりの子どもを大切に全職員の共通理解のもとに育てる。
- ④ 成長過程の中で小さな社会（幼稚園・小学校）へとつなげ、生きる力を育む。
- ⑤ 保護者の意向を受け止めながら、理解と協力を得ながら子育てを支援する。

(13) 保育の内容

- ・ 保健的で安全な環境をつくり、常に身体の状態を細かく観察し、病気や異常は早く発見し、快適に生活出来るようにする。
- ・ 子ども一人一人の生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
- ・ 子供が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する。
- ・ 自己を十分に発揮しながら活動できるように健全な心身の発達を図る。
- ・ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言をするなどの社会的役割に努める。
- ・ 保護者間交流の場を多く設け家庭間の横の広がり期待し、子供同士の仲良し関係ではなく、休日等も連絡しあいお互いで協力し合い楽しく子育てのできる環境づくりの補助に努める。
- ・ 高齢者との交流の機会を設け、人生における熟練の心技及び伝統文化の継承に努める。
- ・ 発達支援児との交流を多く設け発達支援児の立場を理解し思いやる心を持ち、互いに手を取り合え、生きていける環境づくりに努める。

(14) 年間行事予定（前年度参照）

- 【4月】入園式・進級式・こいのぼり掲揚式
- 【5月】個人面談・内科検診・尿、ギョウチュウ検査
- 【6月】個人面談（0歳児）・交通安全教室・歯科検診・平和集会・プール開き
- 【7月】七夕会・運動会
- 【8月】自治会夏祭り
- 【9月】プール閉め
- 【10月】てだこまつり
- 【11月】七五三会・尿、ギョウチュウ検査・内科検診・発表会
- 【12月】歯科検診・クリスマス会・保育納め
- 【1月】保育始め・お別れ遠足・個人面談
- 【2月】節分・修了写真撮影・消防合同避難訓練
- 【3月】ひなまつり・卒園式・修了式
- 【毎月】身体測定・避難訓練・お弁当会・お誕生会

(15) 禁止事項

ピアス、タトゥー、カラーコンタクト、エクステ、付け爪は禁止とし、登園することはできません。発達が未熟な段階であること、特に集団保育の場では他児へのケガやトラブルになり得るため禁止とします。

(16) 保育利用等の開始および終了に関する事項及び留意事項

利用者の内定	2号認定・3号認定は市町村の利用調整による 1号認定は園が内定する
利用決定等	市町村の通知書等による
退園理由	市町村に申し出をする
利用にあたっての留意事項	利用料（保育料・給食費等）を3ヶ月滞納した場合、又は 重要事項内容に著しく違反している場合は教育・保育の提供を終了（退園）とする

(17) 嘱託医（内科医）

医療機関の名称	発達相談クリニック そえ〜る
担当医名	勝連 啓介
所在地	浦添市牧港4-5-10 ピアラルうらそえ4階
電話番号	098-942-7700

(18) 嘱託歯科医

医療機関の名称	浦西にこにこ小児・歯科
医院長名	嘉数 尚子
所在地	浦添市当山2-9-3
電話番号	098-873-2525

(19) 緊急時における対応方法

当園の職員においては、園児に体調の急変が生じた場合・その他必要な場合には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	浦添消防署
所在地	浦添市前田2-14-1
電話番号	098-877-6123

(20) 非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

防火管理者	比嘉 哲也
消防計画届年月日	平成22年4月9日

避難訓練	毎月 1 回
防災設備	消火器・非常ベル・火災探知機等
避難場所	近隣公園

(21) 要望・苦情等に関する相談窓口

保育に関する要望・苦情等に関する相談窓口は以下のとおりです。

当園相談窓口	相談・苦情受付担当者：棚原 尚美(主任保育士)
	相談・苦情解決責任者：比嘉 哲也(園長)
	電話番号：098-878-2486
第三者委員	金城 静江(ひまわり保育園園長)
	電話番号：098-857-1268
	電話番号：

(22) 賠償責任保険等の加入

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容	保険の金額
保育園賠償責任保険	園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等により、園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物をき損した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害に対する保険	対人賠償 10 億円 対物賠償 1,000 万円
保育園児等傷害保険	園の管理下における園児・職員のケガを補償する保険	通院 3,500 円 (日額) 入院 5,500 円 (日額)

(23) 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は保護者家族の秘密を漏らしません。

当園は、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際は、あらかじめ保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

(24) 虐待の防止のための対応

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修を行います。

特定教育・保育の提供に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名称 にしばるこども園

所 在 地 浦添市西原 6-16-14

施 設 長 園長 比嘉 哲也

説明者氏名 _____

私は、貴職が説明した重要事項について同意します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

園児氏名 _____

保護者 続柄 氏名 _____